

社会医学系専門医・指導医の更新について

令和2年1月

- 1 共通事項（経過措置専門医・指導医、経過措置専門医、専門医に共通）
 - (1) 社会医学系専門医協会構成8学会のいずれかに加入し、学会員を継続
 - (2) 社会医学系専門医協会の年間登録料を5年間、中断なく納めている
 - (3) 社会医学系活動を5年間継続している（常勤・非常勤を問わない）
 - (4) 社会医学系分野での活動実績が5年間に2項目で申告の記載がある
 - (5) 更新単位（K単位10単位、G単位10単位）を受講証明書等で確認
 - ① K単位10単位のうち、医療倫理・感染対策・医療安全は各1単位以上
 - ② G単位10単位のうち、構成学会の年次総会等への参加3回以上、かつ鍵となる学会の年次総会への参加2回以上（単位は認定期間内の受講、参加が有効）
- 2 経過措置専門医・指導医の更新、専門医・指導医の更新（共通事項に加え）
 - (1) 構成学会・団体主催の「指導医講習会」を認定期間内に2回以上受講
- 3 経過措置専門医の更新（共通事項に加え）
 - (1) 基本プログラム（7科目×7時間）49時間を受講
- 4 経過措置専門医の更新時に指導医の申請（共通事項に加え）
 - (1) 基本プログラム（7科目×7時間）49時間を受講していること
 - (2) 構成学会・団体主催の「指導医講習会」を認定期間内に2回以上受講
 - (3) 専門医と認定されてから、協会構成学会の年次総会での発表歴（口演で筆頭のみ）、ポスター発表（筆頭のみ）、座長、シンポジスト（発表者のみ）、教育講演の演者など、または論文掲載（筆頭のみ）
- 5 専門医の更新時に指導医の申請（共通事項に加え）
 - (1) 構成学会・団体主催の「指導医講習会」を認定期間内に2回以上受講
 - (2) 専門医と認定されてから、協会構成学会の年次総会での発表歴（口演で筆頭のみ）、ポスター発表（筆頭のみ）、座長、シンポジスト（発表者のみ）、教育講演の演者など、または論文掲載（筆頭のみ）
<学会誌の表紙と抄録等のコピーを提出>
- 6 経過措置専門医・指導医、専門医・指導医、専門医が専門医のみの更新
 - (1) 共通事項のみ